東北森林管理局　樹木採取権制度説明会（令和 3 年 8 月 3 日）質問・意見に対する回答

※資料頁は資料「樹木採取権制度について」 のページになります。

番号	資料頁	質問内容	回答
1	P11	公告資料 P11「樹木採取区資源等状況一覧表の主伐が可能になる年度」の R11 は最終年度の事業となるのか。 （更問）期間の延長はないということか。	R11 は最終年度に実施していただくことになります。採取権者が施業計画を立てる際に、どうしても調整がつかない場合は放棄ということも考えられます。 →延長はありません。
2	P14 P18	制度説明資料 P14 イメージの運用協定に基づく搬出期間と、実施契約に基づく採取期間の関係がよくわからない。搬出期間が、実施契約を超えているが、契約期間を超えることができるのか。 （更問）実施契約とは別に売買契約も締結するのか。	実施契約は樹木採取区の採取の方法等を定める契約で、売買契約とは異なります。契約期間は最長 5 年となっているため、樹木採取権の存続期間中に複数回契約締結することとなります。採取期間は樹木料納付の日から 3 年以内となりますが、実施契約期間を超えて定められることはありません。次期実施契約が締結される場合には、新に採取期間が設定されることはありますが、次期契約のない最終の実施契約においては、期間内に採取（伐採）を完了していただく必要があります。 一方、伐採（採取）した丸太の搬出期間は運用協定で樹木料納付の日から 3 年以内に定めることとなっていますが、必ずしも実施契約期間内に収まるよう設定されるものではないため、採取期限である実施契約期間の末日を超えた搬出期間が設定されることもあります。 なお、実施契約の期間は、国有林が 5 年ごとに定める森林計画と整合性をとる必要があることから、期間を合わせることになります。 樹木採取権制度では通常の立木販売のような売買契約はなく、資料「樹木採取権制度について」P18 のとおり実施契約後、樹木料を納付し伐採していただくこととなる。
3	－	採取区内の調査をしたいとき手続きは必要か。	今後の公募説明会の際に現地案内をする予定です。それ以降の入林は三八上北森林管理署に入林届を提出していただき、現地の確認をしていただくこととなります。